


所管部課	総務部総務管財課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市統計協力員登録制度事務取扱規程の一部を改正する訓令		区分		
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>令和4年4月1日に民法の一部が改正され、民法の定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、上記規程において、民法の成年年齢と同様の考え方に基づき定めている年齢要件に改正の必要性が生じたため、改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>東大和市統計協力員登録制度事務取扱規程において、民法の成年年齢と同様の考え方に基づき定めている年齢の要件を20歳から18歳へ改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>統計協力員登録制度の適切な運用を図ることができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。